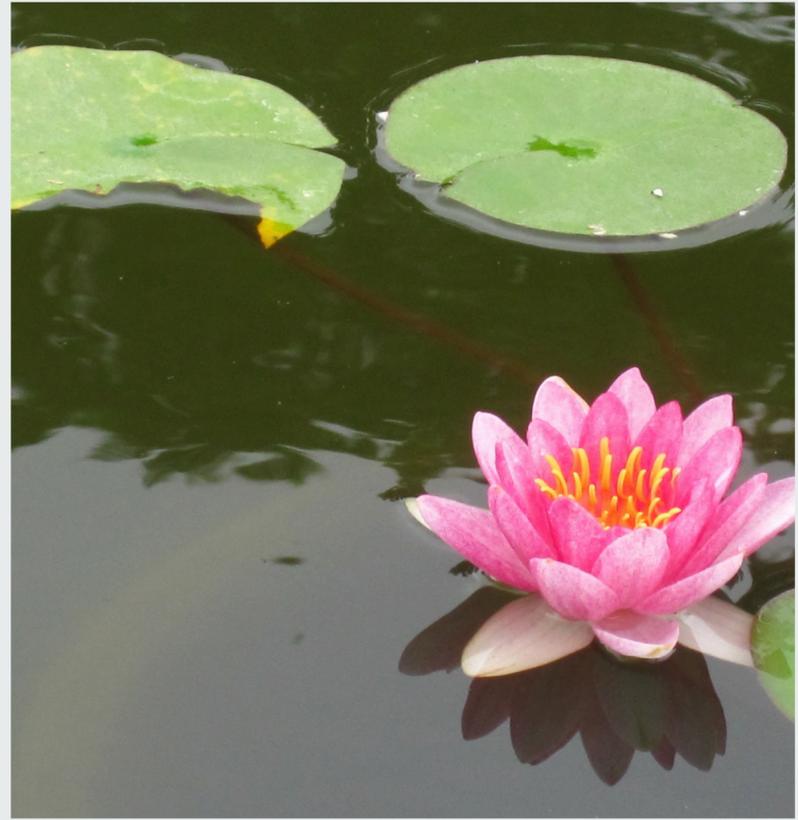


Izumigaoka

primary school



泉が丘小
ガイドブック
2025/令和7年度



本校HP QRコード



☎ 028-661-2255

も く じ

I	学校経営計画	P 1
II	学校の日課	P 5
III	令和7（2025）年度年間行事予定	P 6
IV	生活の約束	P 8
V	学習の約束	P 10
VI	お知らせとお願い	P 11
1	欠席等（感染症罹患を含む）の連絡について	
2	登下校について	
3	来校の際のお願い	
4	個人情報の保護について	
5	携帯電話の持ち込みについて	
6	宇都宮市学校デジタル連絡ツール（さくら連絡網）について	
7	体育着等の購入について	
8	表彰について	
9	個人用パソコン（1人1台端末）貸出に関する注意事項	
10	その他	
VII	保健室からのお願い	P 17
VIII	学校給食について	P 23
IX	学校徴収金について	P 24
X	就学援助について	P 26
XI	転校の手続きについて	P 28
XII	P T A 活動について(案)	P 29
XIII	泉が丘小 Q & A	P 39

宇都宮市立泉が丘小学校

〒321-0952

宇都宮市泉が丘7丁目12-14

TEL 028-661-2255

E-mail:izumi-e@ueis.ed.jp



泉が丘小キャラクター「泉の水の妖精」

I 学校経営計画

1 教育目標

(1) 基本目標

よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となれるように、確かな学力と豊かな心、健やかな体を持ち、これからの社会を力強く生き抜くことができる力をもった、たくましい児童を育成する。

(2) 具体目標（具体的な児童生徒像など）

- ・ 進んで学び、基礎・基本をしっかり身につける子 （しっかり学ぶ 泉っ子）
- ・ 学びをもとに考え、問題解決ができる子 （よりよく生かす 泉っ子）
- ・ 自分の生き方を考え、誠実で思いやりがある子 （なかよく生きる 泉っ子）
- ・ 健康や安全に気をつけ、元気に生活できる子 （元気でがんばる 泉っ子）

2 学校経営の理念 「児童一人一人が、みんなと共に生き生きと輝く学校」を目指す。

- ・ 児童が夢と希望を持ち、明るく活気に満ちた学校
- ・ 気持ちのよい環境で、温かい心の触れ合いにあふれ、仲間と共に仲よく学べる学校
- ・ 家庭・地域と連携した教育活動を推進し、信頼される学校

3 学校経営方針

- (1) 一人一人を大切に、全人教育を目指す学校 〔一人一人の児童を大切にしよう〕
一人一人の児童について知・徳・体の調和のとれた成長を促すとともに、個人及び公民的資質の伸長を図り、教育目標の具現に努める。
- (2) これからの社会を力強く生き抜くために必要となる資質・能力をしっかりと育成する学校 〔日々の授業に力尽くそう〕
全ての教科領域で、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」を通じた質の高い教育の充実に努める。
- (3) 児童の思いを豊かにする学校 〔子供が通いたくなる学校・学級をつくろう〕
豊かな感性を育て、互いに高め合える学級集団の育成を推進し、いじめ・不登校・集団不適應など、児童指導上の課題解決に努める。
- (4) 創意ある「社会に開かれた教育課程」を編成・実施し、家庭・地域に信頼される学校 〔地域や保護者と共に子供たちの未来を考えよう〕
伝統ある校風を基盤に、児童・保護者・地域の実態や思いを共有し、創造的・計画的に連携を進めて、地域の信頼と要請に応え、公教育の使命を果たすように努める。小中一貫教育の推進にも積極的に取り組む。
- (5) 教職員が自ら学び生き生きと勤務する学校 〔自ら学び生き生きと働こう〕
教職員としての自覚と使命感を持って、一人一人が絶えず研究と修養に努めるとともに、教師自身の生活の質を改善し、生き生きと働けるようにする。

〔泉が丘地域学校園教育ビジョン〕

望ましい人間関係をつくり、進んで学び合う児童生徒の育成 ～学びの泉 おもいやりの泉 げんきの泉～
泉が丘中・今泉小・泉が丘小の3校が連携・一貫して「学び・共に行動し・鍛える」教育活動に取り組むことにより、3校共通の学校経営の重点である「児童生徒の人間関係構築力」の育成を図り、相互に関わり合いながら「共に学ぶこと」「共に行動すること」「共に生きること」について考えさせることにより、各校における教育課程実践の充実・深化を図る。

4 今年度の重点目標（「小中一貫教育・地域学校園」に関する重点目標は文頭に○）

- (1) 学校運営 グローバル社会に向き合うとともに、郷土愛を醸成する教育の推進
 - ① 学習指導の充実（学力向上）を図ることを最優先と位置づけ、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で

深い学び」の実現に向けた日々の授業改善の推進を大きな柱として取り組む。

- ・ 「令和の日本型学校教育」構想のもと、ICTを活用して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させた授業推進に取り組む。
- ② 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- ・ 学校経営方針、具体策、本年度の重点目標への取組の様子などをこれまで同様に保護者、地域に広く周知していく。今日的な課題の解決に向けた授業や学校行事等の取組を学校HPや学校だより、学年だよりなどで積極的に紹介し、保護者・地域住民の理解と協力を促す。
- ③ 泉が丘地域学校園の小中一貫教育、地域の教育資源の積極的な活用により「学校力」のさらなる向上を図る。
- ・ 地域の教育力を生かした教育活動（地域人材や教育資源の活用等）を積極的に展開し、「地域と共にある学校づくり」を着実に推進する。
- ④ 勤務時間を意識した働き方改革を推進し、校内の業務の適正化・明確化・効率化を図る。
- ・ 日常業務の精選や行事・日課の工夫、ICT活用による労力軽減を推進し、限られた時間の中で児童と向き合う時間を確保して適切な指導を行えるようにする。
- ・ 働き方への教職員の意識改革を進め、自己の生活の充実を図る。

(2) 学習指導 **確かな学力の育成**

単元や題材のまとまりを見通した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- ① 教師が、児童に身に付けさせたい力を明確に認識しておくとともに、授業の目標（めあて・ねらい）を児童自身が確認できるようにし、学習計画をもとにした学習の見通しをはっきりもたせた上で、各教科等の「見方・考え方」を働かせて課題にじっくり取り組めるよう、発問や学習活動を工夫する。
- ② 思考力・判断力・表現力育成につながる「自分の考えを書く活動」の習慣化やそれを基に、「聞く・話す」など言語に係る基本的な能力・技能を身に付けさせる「説明」「話し合い」活動を充実させる。
- ③ 本時の目標や評価規準に基づいたまとめや振り返りを確実に行うことにより、児童に「何を学んだのか」を実感させるとともに、振り返りに対する具体的な言葉かけを行い、学習意欲や主体的に学習する態度等を養う。
- ④ 高学年での教科担任制を積極的に推進し、専門性の高い授業展開や効率的な授業研究を行う。

個別最適な学びと協働的な学びの融合を図った授業の推進

- ① 情報活用能力等の学習の基盤となる基礎的基本的な資質・能力等を土台とし、ICT機器を効果的に活用しながら、一人一人の興味・関心・能力に応じた学習活動や学習課題に取り組む学びを充実させるとともに、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら課題に取り組む態度を養う。
- ② プログラミング学習を生かした論理的思考力の育成を図るとともに、教科横断的な視点に立って今日的な課題の解決を図ろうとする学習活動を充実させる。
- ③ 一人一台端末の活用を通して、情報活用能力の定着を図るとともに、よりよい情報の使い手を目指すデジタルシティズンシップ教育を推進する。

(3) 児童生徒指導 **豊かな心を育む教育の推進**

- ① 心の教育の充実により、自信や自己肯定感・自己有用感、規範意識、思いやりなどを育成するとともに、これからの社会において特に必要となる、多様な他者とともに協働しながら目標に向かって挑戦するたくましさ等を養う。
- ② いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、教職員が組織的に対応できる体制づくりを推進する。
- ③ 複雑化する問題へ対処するために、家庭との協力はもとより、地域社会・関係機関とも連携を強化した取組の充実を図る。

(4) 健康（体力・保健・食・安全）指導 **健康で安全な生活を実現する力を育む教育の推進**

- ① 生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を送るための資質や能力を育成するために、自らの健康面や体力面のよさや課題を把握し、自分に応じためあてを設定し、健康（体力・保健・食・安全）について進んで活動に取り組むことができる児童の育成を目指す。
- ② 運動に親しもうとする態度や能力のより一層の育成を目指し、児童の発達段階や実態に応じた運動量を確保した

授業（特に投力・持久力向上に向けた運動）、休み時間を活用した運動イベントの企画等の工夫（運動委員会主催等）により運動機会を創出することで、運動の日常化を図る。

- ③ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を定着させるとともに、感染症等の予防についても正しく理解させ、適切な行動をとることができるようにするなど、健康で安全な生活を送れるよう指導する。
- ④ 安全教育・安全指導を充実し、危険に対して自らの身を守る行動がとれる児童の育成を目指す。

5 特色ある学校づくり等に関する取組

(1) 育てたい資質・能力

- ① 基礎・基本をしっかり身に付け、進んで学ぼうとする態度を育成する。 （しっかり学ぶ 泉っ子）
- ② 学びを生かして考え、新たな課題解決に向かおうとする資質・能力を育成する。（よりよく生かす 泉っ子）
- ③ 自分の生き方を考え、誰に対しても誠実に思いやりをもって接する態度を育成する。
（なかよく生きる 泉っ子）
- ④ 健康や安全に気を付け、進んで運動しようとする態度を育成する。 （元気でがんばる 泉っ子）

(2) 具体的取組（提案型予算「頑張る学校プロジェクト」に関する取組には文頭に◇）

しっかり学ぶ

- ・ 家庭学習の充実を図り、基礎・基本の定着を目指す。
- ◇ 学習センターとしての図書室機能の充実を図り、確かな情報収集・処理能力を育成する。

よりよく生かす

- ◇ ICT機器の効果的な活用を推進し、課題解決能力の向上を図る。
- ◇ 職業人を招いたキャリア学習を通して、自らの生き方を考える機会を設ける。
- ◇ 小中連携活動を推進し、中学校への期待を高め目標を持たせる。

なかよく生きる

- ◇ 本に親しませ豊かな情操を育む。（読み聞かせ、ICC文庫）
- ◇ 栽培活動を充実させ、体験活動や地域との交流体験を実施する。
 - ・ 各学年での落ち葉拾いなどの清掃活動を通し、勤労・ボランティア精神の涵養を図るとともに、郷土愛を育む。
- ◇ 縦割り班活動を推進し、異学年交流を通して、リーダーシップやフォロワーシップを育成する。
- ◇ 明るいあいさつが響き合う学校を目指し、あいさつ運動を推進する。

元気でがんばる

- ◇ 目的をもって運動に取り組み、運動に親しむ環境づくりを行う。
 - ・ 健康チェックカード、検定カード、頑張リカード等を活用し、健康の保持増進と体力向上への意欲を高める。

6 本市の重点施策・事業との関連

(1) 地域とともにある学校づくり（「魅力ある学校づくり地域協議会との連携・協働を含む）

- ① 基本的考え：学校教育活動の充実と社会に開かれた教育課程の実現のため、積極的に連携を図る。
- ② 主な取組：地域団体、外部講師、保護者ボランティア等との連携を図ったカリキュラムの実践
学習や行事への支援・協力、児童の健全育成及び安全確保、潤いのある環境整備 等

(2) 小中一貫教育・地域学校園

- ① 基本的考え：泉が丘・今泉地区の児童生徒を、同じ方向・歩調で育むために連携・協力を図る。
- ② 主な取組：泉が丘地域学校園教育ビジョンに基づき、次の部会活動の充実を図る。
小中合同授業力向上プロジェクト、児童生徒指導強化連絡会及び不登校対策協議会の充実
小学校6年児童による中学校訪問、小6・中1合同「越戸せせらぎ通り清掃活動」等

(3) 不登校対策

- ① 基本的考え：どの児童にも起こりうることとして捉え、全ての児童に対してきめ細やかな配慮や対応を心掛け、未然防止と早期発見・早期対応に努める。不登校傾向を把握した時には、状況に応じた効果的な対応を組織的に行う。

- ② 主な取組：新たな不登校を生まない集団づくり，不登校傾向児童等配慮児童に対する校内支援体制の確立（組織的・計画的に行う別室登校支援等），教育相談係・児童指導主任を中心としたケース会議の開催，外部機関との連携，スクールカウンセラー等の活用，ICTの活用 等

(4) GIGAスクール構想

- ① 基本的考え：全ての児童，教職員が端末を文具の一つとして，授業の内外で日常的に活用しながら，「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り，教育活動等の質的向上を図る。さらには，探究的な学びへとつながるよう活用を進める。
- ② 主な取組：利用の約束の徹底，活用事例資料の年計への位置付け，プログラミング教育の推進，家庭学習での使用（AIドリル，Meet），ICT支援員との連携，多様なアプリケーションの効果的活用法の研修 等

(5) 宇都宮学

- ① 基本的考え：郷土宇都宮の歴史や伝統文化，産業などについて，体系的な学習を行うことを通して，郷土への愛情や誇りをもち，よりよい社会を創る担い手となるとともに，未来に向かって主体的に生きていくための資質・能力を育成する。
- ② 主な取組：社会科と「宇都宮学」を関連付けた授業，「宇都宮学」に関連した施設や場所などを見学する体験的な学習，「宇都宮学」副読本などを使用した探究的な学習 等

Ⅱ 学校の日課

令和7年度

日 課 表

宇都宮市立泉が丘小学校

月水 日課 時刻	時間	月	火	水	木	金	火木金 日課		
							時刻	時間	
8:05		職員出勤・児童登校						8:05	
8:10	15	朝の読書	ぐんぐん タイム	泉タイム	ぐんぐん タイム	朝清掃	8:10	15	
8:25	10	朝の会・健康観察						8:25	10
8:35	45	1校時						8:35	45
9:20	10	休み時間(準備・移動)						9:20	10
9:30	45	2校時						9:30	45
10:15	10:15							10:15	
♪ 10:30	15	業 間						♪ 10:30	15
	5	(移 動)							5
10:35	45	3校時						10:35	45
11:20	10	休み時間(準備・移動)						11:20	10
11:30	45	4校時						11:30	45
12:15	5	準備						12:15	5
12:20	45	給 食 (13:00～歯磨きタイム含む)						12:20	45
13:05	13:05							13:05	
♪ 13:35	30	昼休み	休み時間	昼休み	休み時間	休み時間	♪ 13:15	10	
13:40	20	(準備) 清掃 (片付け)	5校時	(準備) 清掃 (片付け)	5校時	5校時		45	
♪ 13:55	5	授業準備		授業準備			14:00		
14:00	45	5校時	帰りの会	5校時	帰りの会	帰りの会		10	
14:45	10	6校時		6校時	6校時 クラブ 委員会	6校時	14:10	45	
14:55	10	帰りの会		帰りの会			14:55		
	10	下校の集い							10
15:05	下校 時刻	1年 14:15 2～6年 15:05	1～3年 14:20 4～6年 15:05	全学年15:05	1～3年 14:20 4～6年 15:05	1～2年 14:20 3～6年 15:05	15:05		
15:30		(研修)	(研修)	打合せ 職員会議 職員研修	(研修)	学年会議	15:30		

※「泉タイム」に、読書ボランティアによる読み聞かせ・English Time・朝会等を実施する。
 ※水曜日の昼休みに、全学年縦割り班活動の「友達ふやそう大作戦」を年7回実施する。
 その日は清掃活動を行わず、ロング昼休みとする。
 ※6時間授業日は、帰りの会を5校時終了後に行う。

Ⅲ 令和7年度 年間行事予定

4月		5月		6月		7月		8月		9月			
1	火	学年始休業(～7日) 辞令交付 職員会議①	1	木	安全点検 1年5時間開始 歯科検診(チャ・5年・欠席者) 委員会活動②	1	日	1	火	安全点検 教育相談②	1	月	【特5】朝会③(講話) 1学期後半開始 安全点検 いじめゼロ強調月間
2	水	職員会議② 安全点検 時間割編成	2	金	内科検診(2-3・2-4・4年) 希望懇談③	2	月	2	水	職員会議⑥ 教育相談③ 学校園特別支援学級交流会	2	火	【特5】視力6年
3	木	職員胸部レントゲン 10:00～ 補助教材選定委員会	3	土	憲法記念日	3	火	3	木	教育相談④ 委員会活動④ ICC文庫③5校時コミセン 2年3組	3	水	職員会議⑦(予算委員会) 友達ふやそう大作戦③ 学校支援ボランティア作品整理
4	金		4	日	みどりの日	4	水	4	金	教育相談⑤	4	木	視力5年 ICC文庫⑤5校時コミセン 2年4組 委員会活動⑤(振返り)
5	土		5	月	こどもの日	5	木	5	土	口座振替日 体力テスト(1・6年) 委員会活動③	5	金	口座振替日 視力4年 民事協関係者との情報交換②
6	日		6	火	振替休日	6	金	6	日	市P連ソフトボール大会2日目	6	土	PTA親子クレーン大作戦
7	月	学年始休業日終了日	7	水	視力6年 職員会議④ 口座振替日 子ども見守り隊との対面の会(下校時) PTA第1回部会・委員会1日目	7	土	7	月	口座振替日 登校指導(P) 職員研修⑥(小教研指導案②)	7	日	
8	火	【特4】 着任式・第1学期始業式 職員会議③	8	木	視力5年 クラブ活動① PTA第1回部会・委員会2日目	8	日	8	火	3年 校外学習 4年 市施設めぐり	8	月	登校指導(P) 視力3年
9	水	【特5】1～5年【特6】6年 入学式準備6校時 中学校入学式	9	金	視力4年 校内支援委員会①	9	月	9	水	読書ボランティア② 避難訓練③(不審者) 友達ふやそう大作戦② 職員研修⑦(エイベン)	9	土	視力2年
10	木	入学式【特3】1年・6年 【2～5年 2校時開始】 小中一貫の日運営会議①	10	土		10	火	10	木	クラブ活動④ ICC文庫④ 6校時コミセン 表現ク ラブ	10	日	読書ボランティア③ 視力1年 表彰② 職員研修⑧(小教研指導案)
11	金	【特6】2～6年 1年3時間 お迎えの会・登校確認2校時 身体計測6年 離任式(6校時)	11	日		11	水	11	金	水泳競技大会(午前)	11	月	山の日
12	土		12	月	登校指導(P) 視力3年 養護教諭教育実習(～30日) PTA役員会・運営委員会①	12	木	12	土	3年歯の健康教室(2校時) ICC文庫①5校時コミセン 2年1組 クラブ活動②	12	火	避難訓練④(業間・竜巻)
13	日		13	火	【特5】 宇小教研A部会総会	13	金	13	日	2年 町たんけん 地域協議会①	13	水	市P連ソフトボール大会2日目 予備日
14	月	1年3時間 身体計測4・5年	14	水	朝会①(講話) 内科健診 (チャ・1年・5-1・5-2)	14	土	14	月		14	木	学校閉庁日
15	火	1年3時間	15	木	【特5】 宇小教研B部会総会 耳鼻科検診 全学年	15	日	15	火	市P連ソフトボール大会1日目 予備日	15	金	学校閉庁日
16	水	1年給食開始 1年4時間 身体計測2・3年 職員研修①(学校課題)	16	金	運動会全体練習2校時 色覚検査4年希望者	16	月	16	水	登校指導(P) 職員研修⑤(児童指導)	16	土	敬老の日
17	木	6年全国学力学習状況調査 4・5年とちぎっ子学習状況調査 身体計測1年 1年4時間 委員会活動①	17	土	PTA親睦ソフトボール	17	火	17	木	児童集会	17	日	いじめアンケート②
18	金	1年4時間 避難訓練①(地震・火災) 宇小教研定期総会・研修会	18	日		18	水	18	金	6年 着衣水泳 プール納め	18	月	校内支援委員会②
19	土		19	月	視力2年	19	木	19	土	【特5】 朝会②(講話・スピーチ) 1学期前半終了	19	火	PTA役員会・運営委員会②
20	日		20	火		20	金	20	日	5年 冒険活動教室 ICC文庫②5校時コミセン 2年2組	20	水	
21	月	1年4時間 児童代表委員会① 歯科検診(2・4・6年) 小中一貫の日推進会議①	21	水	視力1年 民児協関係者との情報交換会①	21	土	21	月	5年 冒険活動教室	21	木	海の日
22	火	1年4時間 身体計測・視力・聴力 チャ 6年児童質問調査	22	木	橋小教研定期総会・研修会	22	日	22	火	夏季休業日 開始日 個人懇談① 職員研修⑧	22	金	登校指導(P) 【特5】学期末短縮① 成績交換
23	水	1年5時間 PTA総会 授業参観・学級懇談会 避難訓練②(1年引渡し訓練)	23	金	【特5】1～5年 6年運動会準備 6校時	23	月	23	水	5年 冒険活動振替休日 個人懇談② 職員研修⑨	23	土	秋分の日
24	木	1年4時間 歯科検診(1・3年) 4・5年とちぎっ子質問調査 地域確認①	24	土	運動会	24	火	24	木	個人懇談③ 職員研修⑩	24	日	【特5】学期末短縮②
25	金	1年4時間 内科検診(2-1・2-2・3年) 地域確認②	25	日	運動会予備日	25	水	25	金	授業参観 (5校時オープンスクール)	25	月	【特5】学期末短縮③ ICC文庫⑥5校時コミセン 1年1組
26	土		26	月	運動会振替休日	26	木	26	土	クラブ活動③	26	火	【特5】学期末短縮④
27	日		27	火	職員研修②(心肺蘇生法)	27	金	27	日	6年校外学習	27	水	PTA親睦バレーボール
28	月	1年4時間 【特5】希望懇談① 聴力3・5年	28	水	内科検診(5-3・5-4・6年)	28	土	28	月	個人懇談⑤ 職員作業(備品整理)	28	木	泉が丘地域防災訓練
29	火	昭和の日	29	木	眼科検診 全学年	29	日	29	火	教育課程研究集会	29	金	夏季休業日 終了日
30	水	1年4時間 聴力1・2年 【特5】希望懇談②	30	金		30	月	30	水	教育相談① 小中一貫の日合同研修会(泉中) 全体 会・運営②・4部会分科会①15:35～	30	土	
			31	土				31	木		31	日	

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	水	安全点検 表彰③	1	土	1	月	安全点検	1	日	1	日
2	木	1. 2年通知票提出 (成績一覧含む) 委員会活動⑥	2	日	2	火	友達ふやそう大作戦⑥ 職員会議⑩	2	金	2	月
3	金	3. 4年通知票提出 (成績一覧含む)	3	月	3	水	文化の日	3	土	3	火
4	土		4	火	4	木	委員会活動⑧	4	日	4	水
5	日		5	水	5	金	読書ボランティア⑤ 口座振替日 職員会議⑨	5	月	5	木
6	月	登校指導(P) 口座振替日 5. 6年・チャ通知票提出	6	木	6	土	【特3】 全市一斉土曜授業日 学校自由参観	6	火	6	金
7	火		7	金	7	日		7	水	7	土
8	水	読書ボランティア④ 4年自転車免許事業(2~5校時) 職員会議⑧	8	土	8	月	教育相談① 小中一貫の日4部会分科会②	8	木	8	日
9	木		9	日	9	火	学習内容定着度調査・ アンケート	9	金	9	月
10	金	第1学期終業式 朝会④(スピーチ・講話)	10	月	10	水	教育相談② 表彰④ 職員研修⑦(研究のまとめ振り返り)	10	土	10	火
11	土		11	火	11	木	教育相談③ 地域学校園おべんとうの日 クラブ活動⑧	11	日	11	水
12	日		12	水	12	金	教育相談④ 中学校保護者説明会 民事協関係者との情報交換③	12	月	12	木
13	月	スポーツの日	13	木	13	土		13	火	13	金
14	火	学期間休業 開始日	14	金	14	日		14	水	14	土
15	水	学期間休業 終了日	15	土	15	月	登校指導(P) 教育相談⑤ 清掃週間(～24日)	15	木	15	日
16	木	第2学期始業式 朝会⑤(講話)	16	日	16	火		16	金	16	月
17	金	音楽鑑賞教室	17	月	17	水	学校保健・給食・食アレ対 応委員会 職員研修⑧(次年度の方向性検討)	17	土	17	火
18	土		18	火	18	木	ICC文庫⑨5校時コメン 1年4組 クラブ活動⑨	18	日	18	水
19	日	泉が丘地区体育祭	19	水	19	金		19	月	19	木
20	月	登校指導(P) 身体計測6年	20	木	20	土		20	火	20	金
21	火	5年校外学習 身体計測4年	21	金	21	日		21	水	21	土
22	水	身体計測5年 友達ふやそう大作戦④ 職員研修⑨(人権指導案検討)	22	土	22	月		22	木	22	日
23	木	6年修学旅行 2年校外学習 ICC文庫⑦5校時コメン 1年2組	23	日	23	火		23	金	23	月
24	金	6年修学旅行	24	月	24	水		24	土	24	火
25	土		25	火	25	木	朝会⑥(スピーチ・講話) 2学期前半終了	25	日	25	水
26	日		26	水	26	金	冬季休業日 開始日	26	月	26	木
27	月	身体計測3年 調査書作成委員会①(私立)	27	木	27	土		27	火	27	金
28	火	陸上競技大会	28	金	28	日		28	水	28	土
29	水	身体計測2年 陸上競技大会予備日 職員研修⑫(小教研準備)	29	土	29	月	年末休業	29	木	29	日
30	木	おにぎりの日 クラブ活動⑥ 身体計測1年	30	日	30	火	年末休業	30	金	30	月
31	金	1年校外学習 身体計測チャ			31	水	年末休業	31	土	31	火

IV 生活の約束

1 泉が丘小学校の一日

(1) 登校するとき

- ① 交通ルールを守って、決められた通学路を、登校班で一列に並んで登校します。
- ② 7時40分まで昇降口は開きません。それより早い時間に着かないようにします。

(2) 始業前は

- ① 先生や友達に元気に朝のあいさつをします。
- ② 朝の読書や朝の学習（ぐんぐんタイム）、朝清掃に進んで取り組みます。

(3) 学習のとき

- ① 自分で確認し、授業開始の時刻を守ります。
- ② 自分なりに考え、進んで発表します。

(4) 休み時間は

- ① 廊下や階段は、右側を静かに歩きます。（1～2列）
- ② 晴れた日は、校庭や中庭で道具や場所をゆずり合い、きまりを守って元気に遊びます。（業間・昼休み）
- ③ 外で遊ぶときは、赤白帽子をかぶります。（清掃がある日の昼休みは頭おおいをします。）
- ④ 雨の日は、室内で安全に楽しく過ごす工夫をします。

(5) 給食の時間は

- ① 給食当番は、始まる前に石けんで手を洗い、身支度（マスク・帽子・白衣）を整えます。
- ② 「給食のきまり」を守り、衛生やマナーに気を付けて食事をします。

(6) 清掃のとき

- ① 頭おおいを身に着け、時間までに自分の清掃場所に移動し、用具の準備をします。
- ② 終了時刻が近くなったら、後片付けをしてきちんと並んで反省会をします。

(7) 下校する時は

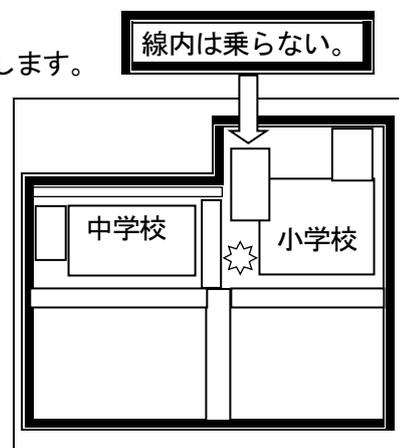
- ① 交通ルールを守って、決められた通学路を、下校班で一列に並んで下校します。
- ② 見知らぬ人の誘いに乗りません。
- ③ 下校後に忘れ物を取りに来ません。

(8) いつでも

- ① きれいなハンカチとティッシュペーパーを身に付けておきます。
- ② 進んであいさつや会釈をします。
（交通指導員さん、下校見守り隊、お客様、先生等）
- ③ 学校には、学習に必要なもの以外は持ってきません。
- ④ 持ち物や身に付けるものには、はっきりと名前を書きます。
- ⑤ よく考えて行動し、危ないことや人の迷惑になることはしません。
- ⑥ 友達を呼び捨てにしたり、相手が嫌がるあだ名で呼んだりしません。
- ⑦ 帰宅時刻を守り、家の人に心配をかけません。
・午後5時を目安に、暗くなる前には家に帰ります。（冬季12月1日～翌年1月中までは、午後4時を目安に家に帰ります。）

(9) 学校に遊びに来た時は

- ① 校庭で遊びます。（お菓子を食べたり、ジュースを飲んだりしません。）
- ② 学校の敷地内や決められたところでは、自転車に乗りません。（自転車は押して歩く。上図参照）
- ③ 自転車は決められたところ（星型花壇の周り）と自転車マークのあるところに止めます。



2 みんなの約束

- みんなが楽しく、安全に遊べるようにします。
- 校庭では、バットやラケットを使った遊びや広い場所を使ったボールを蹴る遊びはしません。



サッカーゴールの優先学年

◎なわとびは校庭でのみ使ってよいです。

◎サッカーゴールを使ったPKはやってもよいです。

場 所	月	火	水	木	金
西サッカーゴール前（中学校側）	3年生	1年生	(業間) 1年生 (昼休み) 6年生	6年生	3年生
東サッカーゴール前（体育倉庫側）	4年生	2年生	(業間) 2年生 (昼休み) 5年生	5年生	4年生

- 中庭で遊ぶときは、白線の内側で遊びます。
危険なので一輪車や竹馬をしながら、まわりのガラスにさわりません。



一輪車・竹馬の優先学年

月	火	水	木	金
2・4・6年生	ゆずり合い	1・3・5年生	2・4・6年生	1・3・5年生

◎長縄を使用する場合は周りに気をつけましょう。



- 星型花壇や池のまわり、プロムナードでは遊びません。車の出入りがあるため、校舎の北側へは行きません（昇降口より北）。



- 学校敷地内と中学校北の道路では、自転車を乗りません（安全のため自転車を押して歩きます。）



V 学習の約束

泉が丘小学校では、児童にきちんとした学習習慣が身に付くよう、共通理解を図りながら、日々指導しています。



1 学習の約束

(1) 準備 ★お家で必ず記名してから学校に持ってきてましょう★

- ① 授業開始時刻までに着席し、学習用具を確認します。

ア 筆箱

鉛筆5本程度、赤鉛筆・青鉛筆（ボールペンも可）1本、消しゴム、定規（15 cm程度）、
※以上が全校共通の持ち物です。シャープペンシルや、必要以上のカラーペンの所持は控えさせてください。

イ 教科書，ノート，下敷き

ウ 学習に必要な用具（タブレットは充電し、授業で困らないようにしましょう。）

- ② 理科室，体育館，音楽室などの特別教室に移動するときは，静かに移動し，授業に遅れないようにします。
- ③ 授業の始めと終わりには挨拶をして，気持ちを切り替えます。

(2) 授業中

- ① 先生や友達の話をよく聞き，学習したこととつなげたり比べたりしながら自分の考えをもちましょう。
- ② 話している人の目を見て，時にはうなずいたり反応したりして相手を大切にしながら話を聞きましょう。
- ③ 発言するときには，まっすぐに手を挙げ，指名されてから発言しましょう。
- ④ 指名されたら「はい」と返事をして立ち，「です」，「ます」を付けた言葉とはっきりとした声で発言しましょう。
- ⑤ ノートには，学習したことや自分の考えを丁寧な字で書きましょう。
※1冊目のノートがなくなったら，同じ形式のノートを家庭で用意してください。
- ⑥ いすに深く腰掛け，背筋を伸ばして授業を受けましょう。
- ⑦ ノートに書いたり，作業をしたりしているときも姿勢がくずれないように注意しましょう。

(3) 授業後

- ① 次の授業の学習用具を準備してから，休み時間にしましょう。

2 家庭学習の手引き

泉が丘地域学校園では，確かな学力の定着を図るために「家庭学習の手引き」を作成しています。発達段階に応じた家庭学習のポイントや具体例を載せてありますので，保護者の方もご確認ください。（本校HPに掲載してあります）

学習時間の目安（一日平均）

小学校1・2年生	20分以上	「毎日，学習をがんばる習慣を付けよう！」
小学校3年生	30分以上	「進んで，学習する習慣を付けよう！」
小学校4年生	40分以上	
小学校5・6年生	60分以上	「自分の力で学習する習慣を付けよう！」

泉が丘地域学校園「家庭学習の手引き」より抜粋

VI お知らせとお願い

1 欠席等（感染症罹患を含む）の連絡について

（1）病気・家事都合・忌引き等の場合

- 当日の午前8時5分までに、端末よりさくら連絡網の「学校へ連絡」に必要事項を入力して送信してください。

※電話連絡は緊急時のみでお願いします。

《忌引きの日数》

1 親等の直系尊属（父母）	7日
2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
3 親等の直系尊属（曾祖父母）	1日
3 親等の傍系者（おじ・おば）	1日

（2）インフルエンザ等感染症罹患の場合

- ① 感染症に罹患，もしくは罹患疑いがある場合は，電話で学校に連絡してください。
- ② 病気が治って登校する際には，所定の書類を提出してください。
- ※ 詳しくは「VII 保健室からのお願い」を参照ください。

2 登下校について

（1）登校について

各子ども会で編成した登校班による集団登校を行っています。事情により登校班での登校ができない場合には，安全確保のために保護者の責任で学校まで送ってください。

（2）登校指導について

交通指導員と月2回のPTA交通安全委員会による登校指導により，児童の安全を確保します。

なお，交通指導員は，泉が丘ふれあいプラザ北に1名，乙女屋前に1名，泉が丘中学校テニスコート西に1名，合計3名の方が毎朝立哨して下さっています。

（3）下校について

以下の表については，学校から各家庭までの下校についてです。学校から自宅以外の場（塾や習い事など）への下校は，保護者の責任でお願いいたします。

1年児童	子ども会で編成された「色別下校班（子ども会方面別下校班）」により，学年下校を行う。5月の連休前の週まで保護者のお迎え・付き添い（色別下校班保護者による輪番制）下校を実施します。 <u>その後は，児童だけの下校を実施します。</u>
2年児童	1年生時に編成した「色別下校班」を踏まえ，学年下校を実施します。
3年児童	2年生時に実施した「色別下校班」を踏まえ，各学級で（場合によっては学年で）方面別下校班を編成し，学年下校を実施します。
4年～ 6年児童	3年生時に実施した「方面別下校班」を踏まえ，各学級で（場合によっては学年で）方面別下校班を編成し，教室での下校を実施します。場合によっては，学年全体で集合することもあります。また，児童の安全意識・行動の実態に合わせて下校指導を継続します。

(4) 下校指導について

下校時の児童の安全を確保するため、地域や保護者の方の協力をいただき、下校時の見守りを実施しています。

立哨時間	水：15:10～15:30頃 月・火・木・金：14:20～14:40頃
協力者	P T A生活指導委員会，民生委員・児童委員，連合自治会女性部 泉が丘連合自治会交通防犯部，泉が丘地区老人クラブ連絡協議会

(5) 登下校の留意点

児童の安全確保のため、以下を厳守していただきますようお願いいたします。

【登校】○ 遅刻等で登校時刻が遅れる場合は、必ず保護者と登校し、教室まで送ってください。

【下校】○ 早退等でお迎えの場合は、教室（保健室）から児童を引き取るようお願いいたします。児童一人での早退は認めておりません。

○ 下校方法の変更は極力ないようお願いします。やむを得ず変更になる場合は、連絡帳で担任までご連絡ください。

※電話連絡は「なりすまし」等の心配があるため、緊急時以外はお控えくださるようお願いいたします。また、電話連絡の際は、防犯上、学校より、折り返し確認の電話をかけさせていただきます。

3 来校の際のお願い

授業参観・自由参観及び運動会等学校行事の折には、次の点にご留意いただき来校くださるようお願いいたします。

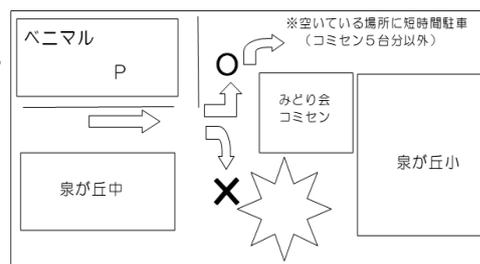
○ 児童の安全確保のため、自家用車でのご来校はご遠慮ください。（くれぐれも、学校周辺の住民や店舗等に迷惑がかからないようにご配慮ください。）

○ やむを得ず児童を学校へ送迎（特にお迎え）する場合、時間によっては児童（中学校）に大変危険を及ぼします。以下の3点を厳守してください。

① 自家用車で迎えになる場合は、校舎北側駐車場に駐車し、徒歩で昇降口まで来て児童をお引き取りください。児童だけで駐車場までは行かせません。

② 放課後子供教室や習い事（スポーツクラブ・塾など）等で業者が迎えにくる場合も同様です。各家庭から業者に伝えていただき、徹底できるようご協力ください。

③ 中学校校舎前への乗り入れ・方向転換等は、中学校生徒に危険を及ぼしますのでおやめください。



○ 自転車でご来校の際は、「星型花壇」周辺または表示のある場所に駐輪してください。※授業参観の際は、プロムナードに駐輪場を設けます。

○ 授業参観等の際は、「保護者証」を見えるように身に付けて、西昇降口からお入りください。その他の用事で来校する際は、「保護者証」を持参しインターフォンを鳴らしてください。

○ 室内履きをご持参ください。

○ 学校敷地内は禁煙です。

○ 授業参観等では、授業の妨げにならないよう、私語は慎み、静かにご参観ください。



【保護者証】

4 個人情報の保護について

(1) 児童の教育活動中の写真・ビデオなどの取り扱いや公表について

① 目的

児童の活動の様子を保護者等に紹介するため、教育活動中の写真・ビデオや作品、各種大会成績等を学校だよりやホームページ等に公表することがあります。

② 公表内容

- ・ 学校行事等の教育活動中の児童の写真、ビデオ
- ・ 児童が作成した作品
- ・ 各種大会の成績等

③ 提供先

- ・ 学校だより、各種学校通信：保護者、自治会・教育関係者
- ・ 学年だより：当該学年の全保護者
- ・ ホームページ：閲覧者
- ・ 報道機関への情報提供：視聴者、読者

※ たより類はホームページにも掲載します。

(2) 公表及び報道機関への対応の手続き

① 個人がはっきりと分からない写真の場合は、本人および保護者の承諾をいただかずに掲載させていただきます。

② 学校だよりやホームページ等への個人がはっきりと分かる写真や個人名の掲載及び報道機関での撮影承諾につきましては、入学時に文書にて確認させていただきます。撮影承諾書は、6年間有効となります。確認後、不都合が生じた場合は、担任を通してお申し出ください。

(3) 家庭から収集した個人情報の取扱いについて

様々な教育活動を遂行する上で、家庭の状況や緊急時の連絡先・健康状況等の情報が必要です。そのため「宇都宮市個人情報保護条例」に基づき、各家庭から個人情報を収集させていただき、次のとおり使用いたします。

① 使用目的

- ・ 入学・転学・進学の手続き、及び転学・進学先への法令に基づく書類の送付
- ・ 児童の教育及び学校生活全般に関する管理・指導及び手続
- ・ 児童本人及び保護者への連絡及び各種書類の発送
- ・ その他、学校教育上必要な業務

② 業者への委託

上記の使用目的における業務の一部（修学旅行等）を業者に委託することがあります。その場合、「宇都宮市個人情報保護条例」に基づき、業務委託に必要な情報の全部または一部を委託業者に提供します。

③ その他

児童の生命・身体・健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるときなどは、学校以外の者に対して個人情報を提供させていただくこともありますので、ご了承ください。

(4) 保護者による校内における写真・ビデオ等の撮影について

宇都宮市で策定した「宇都宮市立小・中学校における個人情報の取り扱いについて」及び「教育委員会所管施設における『撮影行為等の禁止』に関するガイドライン（令和6年8月）」を受けて、次のとおりをお願いします。

① 学習活動の目的が達成できるよう、授業参観・自由参観を含め、通常の授業におけるビデオ撮影や写真撮影はご遠慮ください。

② 学校行事等については、家庭内のみ（他人や外部に提供しない）で視聴することを原則とし、下記の内容に限り条件を守って撮影していただくようお願いいたします。

〔条件つきで撮影が可能なもの〕

ア 儀式的行事〔入学式・卒業式〕

フラッシュを使用せず、着席のままで撮影してください。

イ 体育的行事〔運動会等〕

競技や進行の妨げにならないように配慮して撮影してください。

※ 上記以外の、公開を前提としていない教育活動全般においては、参観及び撮影はご遠慮ください。

③ 来校された方などのプライバシーや肖像権、個人情報の保護の観点から、学校内で、SNSなどに掲載することを目的とした撮影・録音等は原則禁止となります。（令和6年8月1日より）

【参考】「宇都宮市立小・中学校における個人情報の取り扱い」について（一部）

エ 保護者等による写真・ビデオ撮影

通常の教育活動中の授業参観などにおける保護者等のビデオ・写真撮影は、個人情報保護の観点から、校舎内には多様な個人情報が掲示されていたり、写真等に写ることを拒否する者がいるおそれがあったりするので認められない。さらに、教育上の観点からも、児童生徒の活動や自由な発言などが妨げられるおそれがある。ただし、運動会や文化祭、各種式典などの学校行事等については、保護者や地域の実情を踏まえ、判断する。

5 携帯電話の持ち込みについて

教育委員会の方針に基づき、携帯電話の学校への持ち込みは原則として禁止です。やむを得ない事情がある場合のみ申請をし、学校長が許可した場合に限り持ち込みを認めます。まずは、担任にお申し出ください。

6 宇都宮市学校デジタル連絡ツール（さくら連絡網）について

(1) 利用の目的

○ 保護者の携帯電話等にアプリやメールで配信することにより、災害等の非常時における児童の安否、避難先の状況や日常の連絡事項等の情報を確実に保護者等に提供することや、保護者から学校への連絡手段として双方向に利用可能とすることで、学校及び保護者の負担軽減に寄与するものとします。

(2) 配信する情報の内容

① 災害など非常時における緊急情報

② 児童に危害が及ぶ場合又は及ぶことが予想される場合における危機回避のための情報

③ 学校行事等の中止決定又は学級休業や登校時間の変更など緊急に提供しなければならない情報

④ 校長が必要と認めた学校行事や校外活動の情報

⑤ 校長が保護者等に提供する必要があると認めた情報

9 個人用パソコン（一人一台端末）貸出に関する注意事項

（１）機材の破損・紛失等

- ① 貸与された機材は、精密機器です。取り扱いには十分注意し、落下や水濡れ等による破損・紛失等がないように十分管理してください。
- ② 貸与された機材を破損・紛失したときは、速やかに学校へ連絡し、状況報告してください。
- ③ 機材を故意または明らかな児童の過失による破損・紛失、またご家庭において破損・紛失の場合には、修理費用等をご負担いただく場合があります。
- ④ 機材の取り扱いが不相当であると判断した場合、以後の貸し出しはお断りすることがあります。

（２）利用上の注意

- ① アプリをインストールしたり、個人のデータを保存したりしないでください。個人のデータの破損や消失が起こった場合は、責任を負いかねます。
- ② 万が一、個人データを端末に保存した場合は、返却前に各自で消去してください。保存した内容が他の利用者に利用された場合は責任を負いかねます。また返却後の保存内容についても責任を負いません。
- ③ 機材の利用に伴いご家庭で発生する電気料金等をご家庭の負担となります。
- ④ 以下の内容に注意してご利用ください。
 - 落としたり、ぶついたりすることのないようご注意ください。
 - 高温多湿な場所に保管しないでください。
 - 飲食しながらの使用をしないでください。
 - インストールされているソフトウェアは消去や不正コピーはしないでください。
 - 必ず「個人用パソコン利用の約束」を守って利用してください。
 - フィルタリングで制御しておりますが、有害サイトにアクセスしないよう、ご家庭でも注意してください。
- ⑤ 学校から返還について連絡があった際は、期日厳守のうえ、指定された場所に必ず持参してください。（端末本体と電源コード）

10 その他

○ 自動音声応答システムについて

宇都宮市では、教職員の働き方改革の一環として、平日夜間及び早朝と休日の電話対応を自動音声応答に設定しています。本校では、下記の時間帯に自動音声に切り替わります。同時に、玄関のインターホン設定も解除になります。

- ① 平日 ➡ 午後５時３０分～翌日午前７時４０分まで
※毎週金曜日は、午後４時３５分～翌日午前７時４０分までとなります。
- ② 学校の休業日（土日・祝日、年末年始、学校閉庁日、行事の振替日など）
➡ 終日
- ③ 長期休業期間（春・夏・秋・冬休み）
➡ 勤務時間を除く時間帯（午後４時３５分～翌日午前８時０５分）

※ 児童の生命や安全に関わる緊急事案が起きた場合は、警察（１１０番）や消防（１１９番）に通報をお願いいたします。また、自動音声では、市教育委員会の電話番号６３２－５１１５をご案内しております。事案に応じて関係機関や教育委員会から本校教職員に情報が伝達されます。

※ 災害時などは勤務時間外でも自動音声応答の設定を解除して対応する場合があります。

Ⅶ 保健室からのお願い

1 児童が元気に学校生活を送るために

- (1) 「早寝 早起き 朝ごはん」＋「歯みがき 快便」で健康生活の実践を。
- (2) 朝は、検温・健康状態の確認をしてから登校させてください。
- (3) 熱（37.5℃以上）やかぜ症状、味覚・嗅覚等の異常があった場合、体調がすぐれない場合は、自宅で休養してください。
- (4) 健康診断の結果、治療や精密検査を受ける必要があった場合は、必ず専門医を受診し、結果を学校までお知らせください。
- (5) 児童の成長や心身の健康について、保健室では健康相談を実施しております。お気軽にご相談ください。



2 学校で発生した児童の病気やけがについて



- (1) 保健室は、学校で発生した病気やけがに対する応急手当を行います。家庭でのけがの処置や継続的な手当は対象となりません。また、内服薬も常備していません。
- (2) 体調不良により学校生活の継続が難しい場合は、お迎えをお願いいたします。
- (3) 緊急を要する場合は、学校判断で救急車を要請します。それ以外の場合については、保護者の方にご相談させていただきます。

3 緊急連絡について

保護者の方への連絡は、「緊急家庭連絡カード」を使用します。緊急時に連絡が取れるように記入してください。また、連絡先が変更になった場合は、速やかに担任までお知らせ願います。



4 欠席・出席停止について

- (1) 欠席の連絡は、さくら連絡網の「学校への連絡」からご連絡ください。
- (2) 出席停止について



医師から下記の感染症と診断を受けた場合は出席停止となります。

感染症名	学校へ提出する書類
麻疹(はしか)・風疹・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・髄膜炎菌性髄膜炎	意見書 （医師記入）
溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・带状疱疹・突発性発疹等 ※上記感染症は医師の診断で出席停止とすることができる感染症（症状があっても医師の許可があれば登校することが可能）	登校届 （保護者記入）
インフルエンザ ※ご連絡の際はA型・B型等についてもお知らせください。	『インフルエンザ経過報告書』 （医師または保護者記入）
新型コロナウイルス感染症	書類提出は不要。医師の指示に従い療養してください。 【療養期間】発症した後5日を経過しかつ症状が軽快した後1日を経過するまで。（※発症日＝0日目）

※『インフルエンザ経過報告書』及び『登校届』につきましては、泉が丘小ホームページまたは宇都宮市ホームページよりダウンロードできますので、ご利用ください。

資料：インフルエンザ経過報告書（表）

所属長 様

インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱*した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と規定されていることから、登校する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

*解熱日・・・平熱に戻った日

①～⑥ …… 医療機関により記入（※医療機関での記入が難しい場合には、保護者記入）

⑦ …… 保護者記入

※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

① 受診医療機関名：

② 医師氏名： _____ 印

③ 発症日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (病気による熱等の症状が始まった日)

④ 診断日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (医療機関で診断された日)

⑤ 診断型： A型 ・ B型 ・ 不明 (該当する項目に○を付けて下さい)

⑥ 処方薬：イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他 (該当する項目に○を付けて下さい)

⑦ 体温の経過 (測定・・・できれば午前・午後1回、どちらか1回も可)

	体温測定月日	測定時間：体温		測定時間：体温	
発症日	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
1日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
2日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
3日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
4日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
5日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
6日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
7日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度
8日目	月 日	午前 時 分：	度	午後 時 分：	度

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園・認定こども園・保育所等にあっては3日）を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

児童生徒名： _____

保護者名： _____ 印

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後2日間（幼児にあっては3日間）を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→ 解熱	×	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→ 解熱	×	×	○	○	○
発熱	→	→	→	→	×	×	○	○
				解熱				
発熱	→	→	→	→	→	×	×	○
				解熱				

★ 1日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

★ 治癒証明書の提出は必要ありません。

資料：登園・登校届（表）

施設長・学校長 様

登園・登校届（保護者記入）

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（病名）該当疾患にチェック☑をお願い致します。

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	带状疱疹
	突発性発疹

（医療機関名） _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）に
おいて上記と診断されましたが、その後、裏面「登園・登校のめやす」の状態となり、
集団生活に支障がないと判断しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日より登園・
登校致します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印

※保護者の皆様へ

上記の感染症については、裏面の「登園・登校のめやす」を参考に記入し、施設・学校
への提出をお願いします。

「教育・保育施設」「学校」は、集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合には、
大きな影響を及ぼします。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろ
ん、子供達が一日快適に生活できることが大切です。「教育・保育施設」「学校」での集団
生活に適応できる状態に回復してから登園・登校するようご配慮ください。

医師の診断を受け、保護者が登園・登校届を 記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間 ※	登園・登校のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、 ロタウイルス、 アデノウイルス 等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	—	解熱し機嫌良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については「—」としている

5 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

- (1) 災害給付制度とは、学校生活全般における児童の災害に対して災害共済給付を行うものです。
- (2) 本校へ入学・転入時に、加入同意書を提出していただき、小学校卒業まで加入するものとさせていただきます。
- (3) 対象となるのは、病院での会計時の支払い額が1500円以上の災害です。
- (4) 支給額は、窓口支払いの費用と見舞金（総医療費の1割）が支給されます。その他、障害や死亡見舞金給付制度等もあります。
- (5) 申請には、所定の用紙を医療機関で作成していただき、学校に提出していただく必要があります。
- (6) 当制度を使用する場合、原則として宇都宮市の「子ども医療助成制度」は利用せず、窓口支払いをしてください。
- (7) 詳しくは保健室までお問い合わせください。

6 下着・衣類の貸し出しと返却について

保健室には新しい下着が用意してあります。使用した場合には、新しいものを購入しお返してください。



靴下・体育着等の衣類は、洗濯をしてから返却をお願いいたします。



7 保健室の利用について

保健室は *ちたところ* です

けがの手当てをします

- ・傷口は自分で洗いおさえてきます。
- ・「どんなふう^いにけがをしたか」を言えるようにします。



健康について知ることができます

- ・自分のからだの成長^{せいちよう}を知ることができます。
- ・成長や健康^{けんこう}についてまな^{まな}べます。



具合が悪いとき からだのようすをみます

- ・体調^{たいちよう}が悪^{わる}くて休養^{きゆうよう}する人がいます。静かにしましょう。
- ・飲^のみ薬^{ぐすり}はありません。



健康相談をします

- ・「からだについて心配^{しんぱい}なこと」「辛い^{つら}こと、かな^{かな}悲しい^{かな}こと」「悩^{なや}んだり困^{こま}ったりしていること」はなし^{はなし}にきてください。



Ⅷ 学校給食について

1 給食の特長について

- (1) パン 週1回実施します。カルシウム、ビタミンB₁・B₂を強化するために脱脂粉乳を加えているので、市販のパンより栄養豊富です。
- (2) 米飯 週4回実施します。(献立によっては、週3回)
宇都宮市産のコシヒカリを学校で炊飯しています。食物繊維、ビタミンが摂取できるように麦ご飯を取り入れています。
- (3) 牛乳 毎日つきます。成長期に必要な「カルシウム」、「たんぱく質」を効率よく摂取できます。

2 給食における食物アレルギー対応について

食物アレルギー児童の対応食実施の際には次の手順によって実施します。

- (1) 食物アレルギー調査票の記入
- (2) 学校生活管理指導表の提出(医師による証明書)
- (3) 学校関係職員と保護者との面談(栄養教諭・養護教諭、必要に応じて担任等)
- (4) 保護者からの申し込み(食物アレルギー対応食同意書提出)
- (5) 実施献立表・対応食の確認表を保護者に通知(代替食、除去食対応内容)
- (6) 多段階対応は行わず、極微量で反応が誘発される場合は弁当持参とします。

3 給食費返金について

長期欠席(病気、入院等)見込みの場合、事前に学校または担任に届出をしてください。

※ 欠席日数が土日祝日を除いて連続7日以上になる場合は、届出の2日後より申請のあった期日までの金額を返金します。

4 食に関する指導について

児童の食への関心を高めるために、食材や料理についての栄養・特長・由来等についての「給食一口メモ」を放送したり、食育だよりを発行したりしています。また、食事マナーの指導について、年2回の食事マナー重点週間だけでなく、学級担任が、基本的な食事のマナーについて継続的に指導します。家庭科や学級活動などの各教科や特別活動では、栄養教諭と連携し、食に関する学習を進めています。

5 給食での衛生管理について

食事の前後には、手指の洗浄・消毒を徹底しています。また、机の上はウェットシートで拭き取り、ランチマットを使用しています。

(給食当番でのお願い)

- ① 衛生的な身支度をして配膳しています。マスクの着用、爪を短く切る、長い髪は結ぶなど、ご家庭でのお声掛けと確認をお願いいたします。
- ② 給食の白衣を持ち帰った際、洗濯と殺菌のためアイロンがけをお願いします(香りの強い柔軟剤は、できるだけお控えください)。ボタンがとれている等ありましたら付け直していただくとありがたいです。白衣のひどい破れ等がありましたら、担任にお声掛けください。

早寝、早起き、朝ごはん が基本「子どもの健康は、朝ごはんから」
主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い朝ごはんを食べさせ、元気に送り出してください。

Ⅷ 学校徴収金について

学校徴収金（児童の学校活動にかかる諸経費）を以下のとおり口座振替によりお預かりしています。入学時の口座登録の手続きのほかには、卒業まで特に手続きは必要ありません。毎年4月に集金計画を配付し、保護者のみなさまのご負担を考慮しつつ、適正な会計処理に努めるとともに、年度末には決算報告いたします。

1 振替方法

取扱金融機関	足利銀行
振替実施月	4月・8月・3月を除く毎月
振替日	毎月5日（土日祝日の場合は翌営業日）

※残高不足等で振替できなかった場合は、催促を行い、15日（土日祝日の場合は翌営業日）に再振替します。再振替できなかった場合は、督促状を発行しますので、期日までに現金で納付ください。

2 手続き

『預金口座振替依頼書（申込書）』の提出またはWEB口座振替登録をしていただき、振替開始となります。

※登録いただいた口座は、各種返金・交付金支給の際の振込先口座としても利用いたします。

3 振替費目と金額（※令和7年度の予定額）

振替費目	対象学年	月 額	年 額	備 考
給食費	1・2年生	5,100円	56,100円	学校給食を実施するために必要な食材にかかる費用。8月は徴収しません。
	3・4年生	5,200円	57,200円	
	5・6年生	5,300円	58,300円	
学年費A （個別購入）	全学年	学年毎に金額が異なります。	7,500～22,000円	個人ごとに使用する学習教材の費用（学習ノート、ワークテスト、ドリルなど）
学年費B （共同購入）	〃	200円	2,400円	学年、学級で使用する実習材料等の費用（作文用紙、画用紙、用紙など）
学年費C （校外活動）	〃	学年毎に金額が異なります。	3,000～10,000円	校外学習・芸術鑑賞・冒険活動教室の費用
児童会費	〃	30円	360円	児童会活動にかかる費用
日本スポーツ振興センター共済掛金	〃		460円	年1回（5月）集金

※上記のほかに、保護者負担金として「PTA会費」を振替しています（月額450円、年額5,400円、PTA会員のみ※1家庭＝1会員）。

4 振替日（※令和7年度の予定）

振替月	振替日	振替月	振替日
5月※	7日（水）	11月	5日（水）
6月	5日（木）	12月	5日（金）
7月	7日（月）	1月	5日（月）
9月※	5日（金）	2月※	5日（木）
10月	6日（月）		

※5月（4・5月分）・9月（8・9月分）・2月（2・3月分）は、2か月分を合わせての集金となりますのでご注意ください。

4月下旬に学年ごとに『学校徴収金のお知らせ（年間予定表）』を作成し、年間の口座振替予定日・振替予定額をお知らせするとともに、『学年費執行計画書』で教材等の予定金額や必要性および使用予定時期についてもお知らせいたします。

5 会計報告

（1）給食費

翌年度4月中旬までに『決算報告書』を作成し配付します。

長期欠席等に伴う給食費の返金については、「Ⅷ学校給食について」のページを参照してください。

（2）学年費A・B・C

年度末に学年費の『決算報告書』を作成し配付します。ただし、学年費C（校外学習）は、活動終了後『事業会計報告書』を作成し配付します。

（3）児童会費

年度末に『決算書』を作成し配付します。

6 その他

（1）年度途中に転出される場合には、会計ごとに精算のうえ、集金または返金いたしますので、転出の予定がある場合には早目にお申し出ください。

（2）宇都宮市の取組として学校給食費の未納ゼロを目指すため、入学時に「学校給食費納入確約書」を提出していただきます。

3か月以上の学校給食費滞納者については、氏名・滞納金額・督促状況を市教委へ報告し、その状況によっては簡易裁判所を通して督促が行われます。くれぐれも滞納されませんようご協力ください。

（3）修学旅行費は保護者と旅行会社との直接契約のため、旅行会社に納めてください。

X 就学援助について

宇都宮市では、経済的理由で小中学校に通う児童の学用品や学校給食の支払いにお困りのご家庭に対し、その一部を支援する「就学援助制度」を設けています。

1 支援を受けることができる世帯

生活保護を受給している世帯（要保護）と、それに準じて困窮している世帯（準要保護）が支援対象（認定）になります。

《準要保護世帯として認定となる世帯》

- ① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成（人数・年齢等）や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況（住宅ローン等）を考慮することはできません。

「モデル世帯」 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和6年度)	世帯人数	2人		3人	4人
	世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 中学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
	前年中の世帯全員の 総所得金額	230万円程度	240万円程度	300万円程度	320万円程度

- ② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

前年所得により令和7年度の受給が決定した場合に対象となります。

- ③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

- ④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

2 申請方法

申請方法と認定までの流れ（4月申請の場合）は以下のとおりです。

ステップ1 〔4月〕	① 学校から「就学援助費受給申請書」を受け取り、必要事項を記入して、学校に提出してください。 ※同一世帯の児童生徒が泉が丘小学校と市内の市立・国立・県立中学校の両方に通学している場合は、泉が丘小学校に提出してください。
ステップ2 〔6月中旬頃〕	②所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については、学校を通してお知らせします。
ステップ3 〔6月下旬以降〕	③認定結果について、学校からお住まいの地区の民生委員児童委員協議会に対して情報提供を行います。

※ 就学援助制度は自動更新されませんので、一度認定となった方も毎年度申請書の提出が必要です。生活保護を受けている世帯も同様です。

※ 認定となった場合は、申請月分から支給対象となりますので、申請書はお早めに提出してください。

3 主な支援の内容

準要保護世帯の場合、給食や校外活動（校外学習、冒険活動等）、修学旅行の費用が全額支給されるほか、学用品通学用品費やPTA児童生徒会費が定額で支給されます。

	要保護	準要保護	【参考】令和6年度の支給内容（年額）		
			小学校	中学校	備考
学校給食費		○	実費		
学用品通学用品費		○	1年 11,630円	1年 22,730円	認定月日によって月割り
			2年～ 13,900円	2年～ 25,000円	
入学準備金		○	6年 63,000円		宇都宮市内の公立中学校に入学する6年生に限ります。
新入学学用品費等		○	1年 57,060円	1年 63,000円	入学準備金を受け取っていない、4月認定の1年生に限ります。
PTA・児童生徒会費		○	3,600円	6,000円	認定月日によって月割り
クラブ活動費		○		11,000円	認定月日によって月割り
校外活動費		○	実費（宿泊有・宿泊無 各1回分まで）		
修学旅行費	○	○	実費（1回分のみ）		
通学費		○	実費		通学距離等の要件あり
卒業アルバム代等		○	6年 11,000円	3年 8,800円	
オンライン通信費		○	市が貸し出すモバイルルータの通信費相当額		モバイルルータを貸し出します。
医療援助費	○		自己負担額		むし歯等の学校病に限ります。 「こども医療費助成制度」の利用を優先してください。

※ 認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

※ 認定となっても学校徴収金（給食費除く）口座振替や修学旅行の積み立ては原則免除されません。

4 支給時期

年3回（7，12，3月），学校を通じて支給されます。

校外活動費および修学旅行費については、実施日によって支給時期が異なります（第2回または第3回支給日に支給）。

5 留意点

- (1) 小学校入学前に「入学準備金」の支給を受けた方でも、入学後の援助を受けたい場合には改めて申請が必要となります。
- (2) 令和7年度（令和6年中の所得）の申告がお済みでない方は、必ず、税務署または宇都宮市役所市民税課で必要な申告をお願いします。
- (3) 令和7年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合は、マイナンバーの提出が必要となる場合があります。（必要な場合には、別途お知らせします）。
- (4) 認定後、世帯状況等が変わった場合や経済状況の好転により、就学援助の必要がなくなった場合は学校までご連絡ください。
- (5) 子どもの家等の利用にあたり、保護者負担金助成制度を利用したい方は、別途お手続きが必要となります。詳しくは生涯学習課（電話 632-2676）までお問い合わせください。

6 問い合わせ先

学校、または 宇都宮市教育委員会 学校管理課 就学グループ（電話 632-2724）

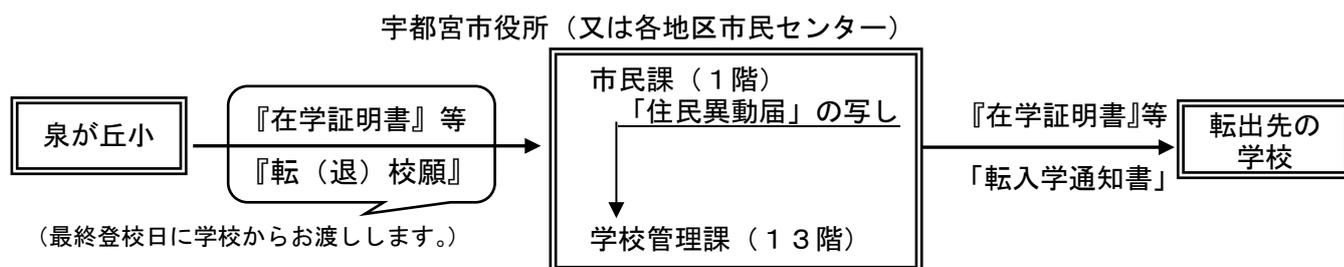
XI 転校の手続きについて

転校が決まりましたら、すみやかに学校へご連絡ください。必要な手続きをご案内します。
右記各PTA所属部長への連絡も併せてお願いいたします。

「転退校願」(学校から出される)を学校に提出した後、転出先の学校へのご連絡もお願いします。

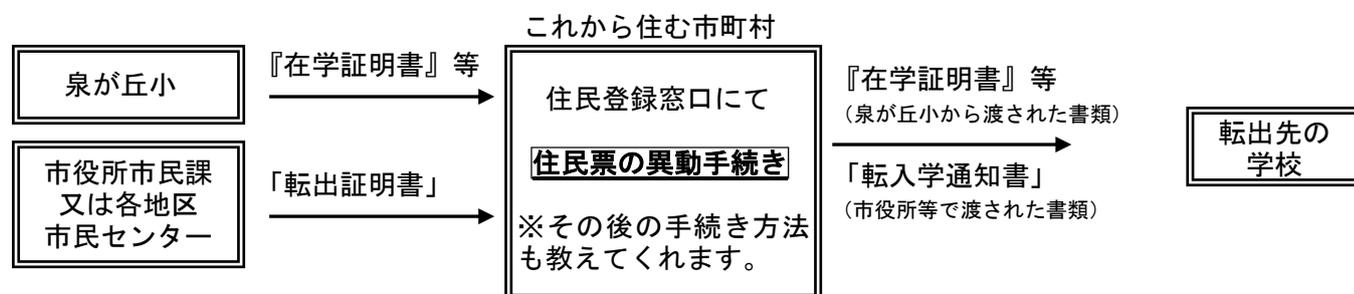
1 宇都宮市内で転校する時

- (1) 学校に『転(退)校願』を提出し、『在学証明書』等の関係書類の交付を受けてください。
- (2) 市庁舎1階市民課(又は各地区市民センター)で住民票の異動をし、「住民異動届」の写しの交付を受けてください。
- (3) 市庁舎13階学校管理課(又は各地区市民センター)に『在学証明書』等の関係書類と「住民異動届」の写しを持って、「転入学通知書」の交付を受けてください。
- (4) 転出先の学校に「転入学通知書」および『在学証明書』等の関係書類をご持参ください。



2 宇都宮市外の学校に転校する時

- (1) 学校に『転(退)校願』を提出し、『在学証明書』等の関係書類の交付を受けてください。
- (2) 市庁舎1階市民課(又は各地区市民センター)で住民票の異動をし、「住民異動届」の写しの交付を受けてください。
- (3) これから住む市町村に「住民票」の転入手続きをする時、学校関係の手続きをしたい旨を申し出てください。



XII P T A活動について（案） ※P T A総会での承認を経て、正式決定となります。

1 宇都宮市立泉が丘小学校 P T A会則

第1章 総 則

第1条（名称及び事務所）

本会は宇都宮市立泉が丘小学校P T Aと称し、事務所を宇都宮市立泉が丘小学校（以下、本校という）内に置く。

第2条（目 的）

本会は、父母またはこれに代わる者（以下、「保護者」という）と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条（活 動）

本会は、前条の目的を遂げるために次の事業を行う。

- 1 会員相互の研修と親睦を図るとともに学校と家庭の教育を理解しあうよう努める。
- 2 学校と家庭とが連絡しあって、児童の生活指導育成を図る。
- 3 児童の生活環境をよくする。
- 4 その他必要と認める事項。

第4条（方 針）

本会は、教育振興を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童青少年教育や福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 2 会員の総意に基づいて、保護者と教職員が会員として同等の立場で運営される。
- 3 特定の政党や宗派にかたよる活動や営利を目的とする行為は行わない。

第2章 会 員

第5条（会 員）

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 本校に在学する児童の保護者。
- 2 本校に勤務する教職員。

第3章 役 員

第6条（役 員）

本会の役員は、次のとおりとする。

- 1 会 長 1名（P）
- 2 副会長 若干名（P若干名、T副校長）
- 3 書 記 3名（P2、T主幹教諭）
- 4 会 計 3名（P2、T事務職員）

第7条（任 務）

役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は各種会議の重要事項を記録し、会の庶務を行う。
- 4 会計は会計事務を処理し、総会において決算の報告を行う。

第8条（選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 役員は、役員指名委員会において、会員の中から指名された役員候補者を総会で承認する。
- 2 役員は、他に役員又は会計監査を兼ねることはできない。

第9条（任期）

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会計監査

第10条（構成）

本会に、会計を監査するために3名（P2，T1）の会計監査委員をおく。

第11条（任務）

会計監査委員は、必要に応じ監査をすることができる。

第12条（選出・任期）

会計監査委員の選出・任期は役員に準ずる。

第5章 会議

第13条（構成）

本会の会議は、総会・運営委員会・役員会とする。

第14条（総会）

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し会長が招集する。

- 1 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - （1）定期総会は、毎年度初めに開き、予算・決算・会務報告・事業計画・役員選出・会則改正・その他重要事項を審議する。
 - （2）臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。
- 2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。（委任状を含む）
- 3 総会の議長は会員の中から選出する。

第15条（運営委員会）

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員・専門部長・専門委員長及び学年委員長をもって構成し、会長が招集する。

第16条（役員会）

役員会は会長・副会長・書記・会計・副校長・主幹教諭・事務職員に校長を加え、会長が招集する。

第17条（議決）

会議の議事は出席会員の過半数をもって議決する。

第6章 専門部・専門委員会・学年委員会

第18条（構成）

本会の目的達成のために次の専門部・専門委員会・学年委員会を置く。各部・各委員の選出・活動については細則に定める。

1 専門部

- ① 総務部
- ② 広報部
- ③ 研修部
- ④ 体育部
- ⑤ 厚生部

2 専門委員会

- ① 生活指導委員会 ② 地域活動委員会 ③ ベルマーク委員会 ④ 交通安全委員会

3 学年委員会

- ① 第1学年委員会 ② 第2学年委員会 ③ 第3学年委員会 ④ 第4学年委員会
⑤ 第5学年委員会 ⑥ 第6学年委員会 ⑦ 卒業準備委員会

第19条（開 催）

専門部会は部長，専門委員会は委員長，学年委員会は学年委員長が招集する。

第7章 会 計

第20条（経 費）

本会の経費は，会費及びその他の収入をもってあてる。

第21条（会 費）

本会の会費は，月額とし細則に定める。

第22条（会 計）

本会の会計は，総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし，やむを得ない場合は，運営委員会の承認を得た補正予算に基づいて行う。

第23条（決算報告）

本会の決算は，会計監査を経て総会に報告し，承認を得なければならない。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規 程

第25条（慶 弔）

本会の運営に必要な慶弔規程を別に定める。

第9章 改 廃

第26条（改 廃）

本会則は，運営委員会で発議し，総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改廃することはできない。

第10章 補 則

第27条（校 長）

本校校長は，必要に応じて各会議に出席し，学校経営並びに教育上の意見を述べることができる。

第28条（顧 問）

本会に必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。顧問は，運営委員会の推薦により会長が委嘱する。顧問は，会長の諮問に答え，会議に出席し意見を述べるができる。

第29条（細則・規程）

本会の運営に必要な細則・規程は，本会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。

第30条（細則・規程承認）

運営委員会が細則・規程を制定又は改廃した時は，その事項を次の総会に報告し，承認を得なければならない。

第31条（規定）

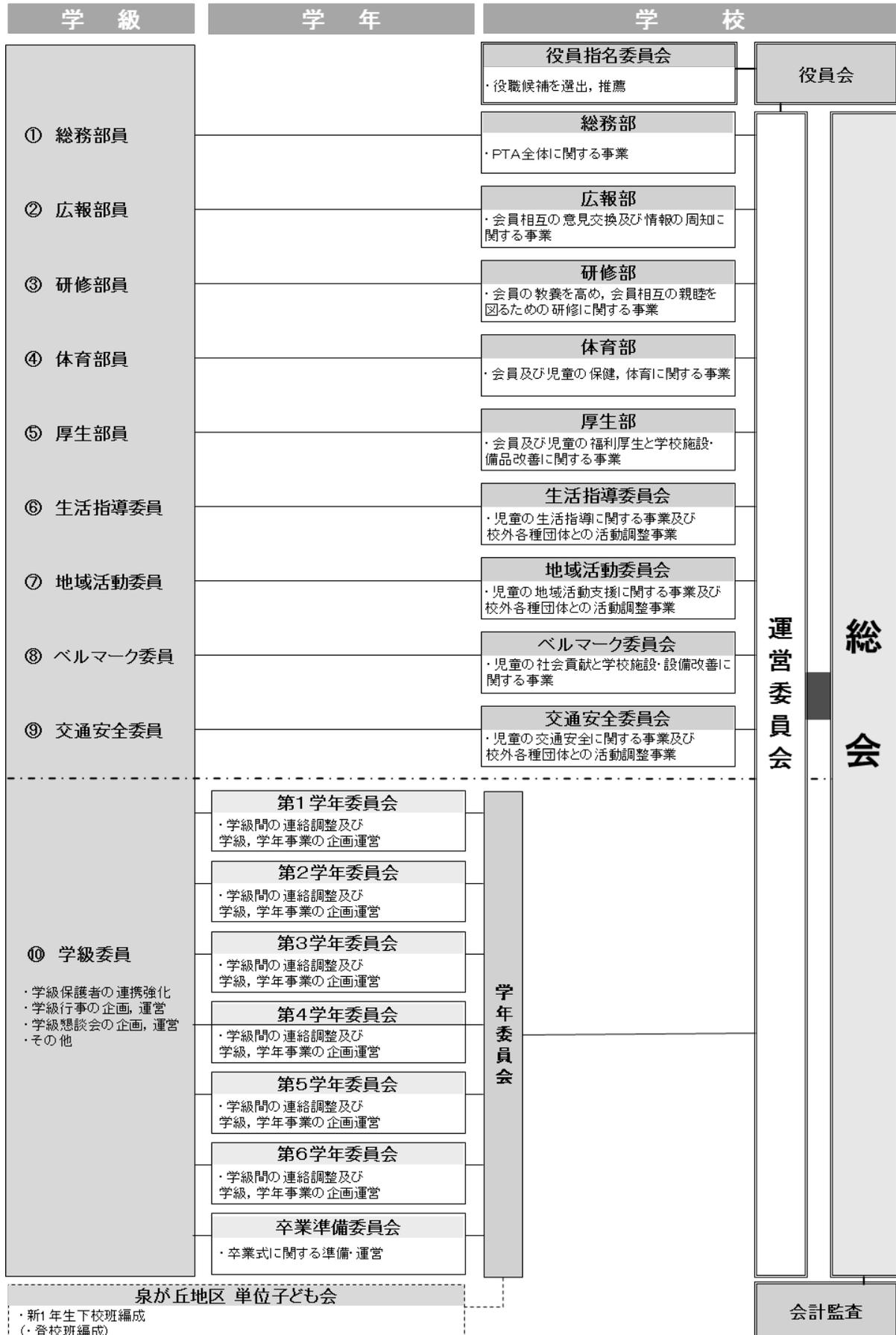
本会則及び細則・規程に定めるものの他必要な規則は、役員会で協議し、運営委員会に諮り定めることができる。

付 則

本会則は、	昭和47年	4月 1日	より施行する。
	昭和53年	4月22日	一部改正する。
	昭和54年	4月21日	一部改正する。
	昭和56年	4月25日	一部改正する。
	昭和58年	4月30日	一部改正する。
	昭和60年	4月20日	一部改正する。
	平成 元年	4月15日	一部改正する。
	平成 5年	4月24日	一部改正する。
	平成 5年12月	4日	一部改正する。
	平成 7年	4月21日	一部改正する。
	平成10年	4月24日	一部改正する。
	平成11年	4月27日	一部改正する。
	平成12年	4月21日	一部改正する。
	平成16年	4月23日	一部改正する。
	平成19年	4月20日	一部改正する。
	平成24年	4月18日	一部改正する。
	平成25年	4月17日	一部改正する。
	平成29年	4月21日	一部改正する。
	平成30年	4月20日	一部改正する。
	令和 3年	4月21日	一部改正する。（第7章 第22条について）

2 PTAの組織について

令和6年度 宇都宮市立泉が丘小学校PTA組織図



3 宇都宮市立泉が丘小学校 P T A 細則

第1章 目的

第1条 (目的)

本細則は、宇都宮市立泉が丘小学校 P T A 会則に基づいて、本会の運営上必要な事項を定めるものである。

第2章 会費

第2条 (会費)

本会の会費は、次のとおりとする。

会費 月額 450 円

第3章 専門部

第3条 (役員)

専門部には、各部毎に部長 (P 1 名) ・ 副部長 (P 若干名 ・ T 1 名) を置く。

第4条 (選出)

専門部長の選出は、役員に準ずる。副部長は、年度初めの部会で互選する。

第5条 (総務部)

本会に総務部を置く。

- 1 各学級より選出された部員と教職員で構成される。
- 2 P T A 全体に関する事業を主として行う。
 - (1) P T A 総会資料の作成, 総会運営
 - (2) P T A 歓送迎会の企画, 運営
 - (3) 地域文化祭への参加
 - (4) 運動会への協力
 - (5) その他必要な事項

第6条 (広報部)

本会に広報部を置く。

- 1 各学級より選出された部員と教職員で構成される。
- 2 会員相互の意見交換及び情報の周知に関する事業を主として行う。
 - (1) P T A 広報誌の発行
 - (2) 運動会への協力
 - (3) その他必要な事項

第7条 (研修部)

本会に研修部を置く。

- 1 各学級より選出された部員と教職員で構成される。
- 2 会員の教養を高め、会員相互の親睦を図るための研修に関する事業を主として行う。
 - (1) P T A 研修旅行の企画, 運営
 - (2) P T A 講習会の企画, 運営
 - (3) 地区盆踊り大会支援
 - (4) 運動会への協力
 - (5) その他必要な事項

第8条 (体育部)

本会に体育部を置く。

- 1 各学級より選出された部員と教職員で構成される。

2 会員及び児童の保健，体育に関する事業を主として行う。

- (1) 市P連ソフトボール大会参加，協力
- (2) 市P連バレーボール大会参加，協力
- (3) 学年対抗球技大会の企画，運営
- (4) 運動会への協力
- (5) その他必要な事項

第9条（厚生部）

本会に厚生部を置く。

- 1 各学級より選出された部員と教職員で構成される。
- 2 会員及び児童の福利厚生と学校施設改善の協力に関する事業を主として行う。
 - (1) P T A奉仕作業の企画，運営
 - (2) 運動会への協力
 - (3) その他必要な事項

第4章 専門委員会

第10条（役員）

専門委員会は，各委員会毎に委員長（P 1名）・副委員長（P若干名・T 1名）を置く。

第11条（選出）

専門委員長の選出は，役員に準ずる。副委員長は，年度初めの委員会で互選する。

第12条（生活指導委員会）

本会に生活指導委員会を置く。

- 1 各学級より選出された委員と教職員で構成される。
- 2 児童の生活指導に関すること，校外各種団体との活動調整事業を主として行う。
 - (1) 下校指導の実施
 - (2) 「こども110番の家」との連携
 - (3) 校外生活指導の実施
 - (4) 運動会への協力
 - (5) その他必要な事項

第13条（地域活動委員会）

本会に地域活動委員会を置く。

- 1 各学級より選出された委員と教職員で構成される。
- 2 児童の地域活動支援に関すること，校外各種団体との活動調整事業を主として行う。
 - (1) 地域ウォークラリー支援
 - (2) 地域文化祭への参加
 - (3) 運動会への協力
 - (4) その他必要な事項

第14条（ベルマーク委員会）

本会にベルマーク委員会を置く。

- 1 各学級より選出された委員と教職員で構成される。
- 2 児童の福利厚生と学校施設・設備改善への協力に関する事業を主として行う。
 - (1) ベルマーク回収と整理
 - (2) 運動会への協力
 - (3) その他必要な事項

第15条（交通安全委員会）

本会に交通安全委員会を置く。

- 1 各学級より選出された委員と教職員で構成される。
- 2 児童の交通安全指導に関する事業を主として行う。
 - (1) 登校指導の実施
 - (2) 交通安全県民総ぐるみ運動への協力
 - (3) 運動会への協力
 - (4) その他必要な事項

第5章 学年委員会

第16条（役員）

学年委員会には学年委員長（P 1名）学年副委員長（P 若干名）を置く。

各学年委員会・卒業準備委員会には、委員長（P 1名）・副委員長（P 若干名・T 1名）を置く。

第17条（選出）

各学年委員会・卒業準備委員会の正副委員長の選出は、年度初めの学年委員会で互選する。

第18条（構成）

各学年委員会は、正副委員長及び各学級委員と各学年担任により構成される。

卒業準備委員会は、第6学年各学級より選出された委員と教職員で構成される。

第19条（任務）

各学年委員会は、学級間の連絡調整を図るとともに、学年及び学級の活動を主として行う。

- (1) 親子ふれあい活動
- (2) 学年、学級諸活動・行事の支援・協力
- (3) 新1年生下校班編成の運営
- (4) 運動会への協力
- (5) その他必要な事項

卒業準備委員会は、卒業に関する事業を主として行う。

- (1) 卒業準備品の手配・協力など
- (2) 運動会への協力
- (3) その他必要な事項

第6章 部員・委員の選出

第20条（選出）

専門部・専門委員会・各学年委員会の部員・委員の選出は次のとおりとする。

- (1) すべての会員は、専門部・専門委員会・学年委員会のいずれかに所属する。
- (2) 役員指名委員会より選出される役員・専門部部長・専門委員会委員長・学年委員長・会計監査は除く。
- (3) 各地区（子ども会育成会）の会長は除くことができる。

第21条（所属）

各年度におけるPTA組織（部員・委員）編成は次のとおりとする。

- (1) 1学期始業式後直ちに所属希望をとる。
- (2) 所属希望者数の調整をし、第1回学級懇談会において所属を決定する。

第7章 役員指名委員会

第22条（構成）

役員指名委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 役員, 会計監査, 顧問
- (2) 専門部部長, 専門委員会委員長
- (3) 学年委員長
- (4) その他, 必要に応じて現職の役員等
- (5) 教職員 (若干名)

第23条 (選出)

本委員会に, 委員長1名・副委員長若干名置き, 委員長・副委員長は第1回委員会で互選する。

第24条 (任務)

本委員会は, 本会の次の役職候補を選出し, 総会において推薦する。

- | | | |
|-------------------------|---------------|------|
| (1) 会 長 1名 (P) | (7) 総 務 部 長 | P 1名 |
| (2) 副 会 長 若干名 (P若干名・T2) | (8) 広 報 部 長 | P 1名 |
| (3) 書 記 3名 (P2・T1) | (9) 研 修 部 長 | P 1名 |
| (4) 会 計 3名 (P2・T1) | (10) 体 育 部 長 | P 1名 |
| (5) 会計監査 3名 (P2・T1) | (11) 厚 生 部 長 | P 1名 |
| (6) 顧 問 若干名 (会長承認後委嘱) | (12) 生活指導委員長 | P 1名 |
| | (13) 地域活動委員長 | P 1名 |
| | (14) ペルマーク委員長 | P 1名 |
| | (15) 交通安全委員長 | P 1名 |
| | (16) 学年委員長 | P 1名 |

第25条 (招集)

本委員会の第1回開催は会長が招集し, 第2回開催以降は委員長が招集する。

第26条 (解散)

本委員会は, 総会においてその任務を終えたときに解散する。

付 則

- 本細則は, 平成 5年12月 4日 より施行する。
- 平成 7年 4月21日 一部改正する。
- 平成 9年 4月25日 一部改正する。
- 平成10年 4月24日 一部改正する。
- 平成11年 4月27日 一部改正する。
- 平成12年 4月21日 一部改正する。
- 平成15年 4月25日 一部改正する。
- 平成16年 4月23日 一部改正する。
- 平成18年 4月21日 一部改正する。
- 平成25年 4月17日 一部改正する。
- 平成29年 4月21日 一部改正する。
- 平成30年 4月20日 一部改正する。

4 宇都宮市立泉が丘小学校 P T A 慶弔規程

第1条 宇都宮市立泉が丘小学校 P T A は、会員並びにその家族の慶弔の際、別表の定めにより慶弔の意をあらわすものとする。

第2条 この規程に定めのないものについては、正副会長がその都度協議して決める。

【 別 表 】

種 別	項 目	金 額
保 護 者	・ 死亡の場合	10,000円・生花一基
	・ 傷病による10日以上入院	5,000円
教 職 員	・ 結婚の場合	5,000円
	・ 出産の場合	5,000円
	・ 転退職の場合	5,000円
	・ 死亡の場合	10,000円・生花一基
	・ 傷病による10日以上入院	5,000円
	・ 家族（配偶者、子、実父母）の死亡の場合	5,000円・生花一基
児 童	・ 死亡の場合	10,000円・生花一基

付 則

本規程は、昭和54年 4月21日 より施行する。
 昭和56年 4月25日 一部改正する。
 平成 元年 4月15日 一部改正する。
 平成 5年12月 4日 一部改正する。
 平成 9年 4月25日 一部改正する。
 平成11年 4月27日 一部改正する。
 平成15年 4月25日 一部改正する。
 平成16年 4月23日 一部改正する。
 平成24年 4月18日 一部改正する。
 平成25年 4月17日 一部改正する。

※ 保護者の皆様が、傷病により10日以上入院なされた場合は、担任までお知らせください。

XIII 泉が丘小 Q & A

Q 1 令和7年度の水泳帽の学年別の色を教えてください。

1 学年	白
2 学年	水色
3 学年	赤
4 学年	黄色
5 学年	緑
6 学年	オレンジ



Q 2 体育の服装について教えてください。

学校指定の体育着があります。地域の洋品店（P 15 参照）で扱っています。

〈基本の服装〉

- ・学校指定の半袖半ズボンの体育着を着用する。(学年とクラスを必ず明記する。)
- ・寒いときは、基本の服装の上に、学校指定の長袖長ズボンの体育着を着用する。
- ・スパッツ、レギンス、タイツ、ニーハイソックスなどは、運動に向かないため、原則禁止とする。
- ・半袖半ズボンから出る下着を着用しているときは、長袖長ズボンを着用し、下着が見えないようにする。

Q 3 読み聞かせや学校支援のボランティアに参加したいのですが、どうしたらいいですか？

どちらの活動も4月に募集要項を配付しています。途中から参加したい場合は、担任にお申し出ください。

学校支援ボランティアは、支援活動毎に参加できるかどうかの調査があります。必ずどの活動にも参加しなければならないものではありませんので、お気軽にお申込みいただけます。



Q 4 感染性胃腸炎，感染性嘔吐下痢症，ノロウイルスと診断されたのですが、どうしたらいいですか？

学校としては、感染防止とお子様の健康を考え、出席停止（欠席にならない）の措置をとらせていただきます。

診断を受けましたら、担任にその旨をお知らせいただき、登校時には「登園・登校届」をご提出ください。

また、治療や療養等に関しましては、主治医の指示をきちんとお守りください。

